

【特集】

序論

—平和安全法制を検証する—

千々和 泰 明

はじめに

第二次安倍晋三内閣の下では、安全保障に関する様々な改革がなされてきた。「国家安全保障戦略」の策定（2013年12月）、「国家安全保障会議」（NSC）と「内閣官房国家安全保障局」（NSS）の設置（それぞれ2013年12月と2014年1月）、「防衛計画の大綱」の二度にわたる改定（2013年12月の「25大綱」および2018年12月の「30大綱」）、「日米防衛協力のための指針」の改定（2015年4月の「15ガイドライン」）、「防衛装備移転三原則」の策定（2014年4月）などである。

そのなかでも特筆すべきなのは、集团的自衛権行使を限定的にはあっても容認した2014年7月1日の閣議決定と、これを受けて2015年9月19日に成立した平和安全法制である⁽¹⁾。平和安全法制とは、平和安全法制整備法（改正自衛隊法、改正国際平和協法力法、重要影響事態安全確保法、改正船舶検査活動法、武力攻撃事態・存立危機事態対処法、米軍等行動関連措置法、改正特定公共施設利用法、改正海上輸送規制法、改正捕虜取扱い法、改正国家安全保障会議設置法）および国際平和支援法の総称である。

その成立過程において、同法制と憲法第9条との整合性などをめぐって白熱した国会論戦がなされ、社会的な議論の盛り上がりを見せたことは記憶に新しい。それからおよそ3年が経過したが、平和安全法制に対するオペレーショナルな観点からの評価や、同法制が現実の政策や防衛の現場にどのような影響を与えたのかについての検討は乏しいのではないだろうか。そこで本特集では、平和安全法制が実際に運用される段階に入り、日本の安全保障政策がオペレーショナルな観点からどう評価でき、どのように変わったのか（変わらなかったのか）を、①グレーゾーン、②自衛隊の運用、③日米韓協力、④国際平和協力、

を切り口として検証する。

以下では、まずは憲法解釈の問題も踏まえつつ平和安全法制の歴史的背景を概観し、同法制の概要とその後の展開について簡単に確認したうえで、本特集号を構成する各論文の内容や意義について紹介することにしたい。

1. 平和安全法制の歴史的背景

(1) 集団的自衛権違憲論の背景

日本政府が、集団的自衛権行使は違憲であるとする立場を初めて示したのは、1954年6月3日の衆議院外務委員会における下田武三外務省条約局長（のちの駐米大使）答弁であるとされる。このなかで下田は集団的自衛権について、「これは換言すれば、共同防衛または相互安全保障条約、あるいは同盟条約ということでありまして、つまり自分の国が攻撃されもしないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動するということ」としたうえで、「日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない」と述べた⁽²⁾。条約局長の国会答弁はやはり重く、これが集団的自衛権行使違憲論の淵源であると考えてよいであろう。これはその後、1972年10月14日の参議院決算委員会における水口宏三参議院議員の質問に対する政府提出資料で、「他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」（1972年見解）とされ⁽³⁾、また1981年5月29日の稲葉誠一衆議院議員の質問主意書に対する答弁書で、「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものと解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」（1981年見解）とされて政府解釈として明確化された⁽⁴⁾。

しかし、集団的自衛権行使について政府がいったん違憲とする立場を示したのだから違憲だ、と断じる前に、日本政府がなぜ、そしてどうして1954年というタイミングで、集団的自衛権行使違憲論の淵源となるような説明を展開したのかを考えてみる必要があるであろう。日本政府は憲法施行から7年目にして、憲法第9条の条文を純粋な気持ちで眺めて、集団的自衛権行使は違憲であると解釈してこれを国民に発表したのであろうか。

実は日本政府がこのタイミングで集団的自衛権行使を違憲とするような答弁

をおこなったのには、政治的な背景があったように思われる。下田答弁の約ひと月後の7月1日、防衛庁設置法と自衛隊法が施行され、それまでの保安庁が防衛庁に、保安隊は陸上自衛隊に、警備隊は海上自衛隊になり、航空自衛隊が新設された。それ以前の保安庁時代、日本政府は憲法第9条について、「近代戦遂行能力説」ともいうべき解釈をとっていた。1952年11月25日、当時の吉田茂内閣は憲法第9条に関して、内閣法制局の解釈にもとづき閣議で「憲法第9条第2項は、侵略の目的たると自衛の目的たるとを問わず『戦力』の保持を禁止している」としたうえで、「右にいう戦力とは近代戦遂行に役立つ程度の装備、編成を具えるものをいう」「『戦力』に至らざる程度の実力を保持し、これを直接侵略防衛の用に供することは違憲ではない」「保安隊および警備隊は戦力ではない。〔中略〕その本質は警察上の組織である。従って戦争を目的として組織されたものではないから、軍隊でないことは明らかである。また客観的にこれを見ても保安隊等の装備編成は決して近代戦を有効に遂行し得る程度のものでないから憲法上の『戦力』には該当しない」との統一見解をまとめた⁽⁵⁾。

ところが、アメリカからの再軍備圧力や、国内政治的にもやはり再軍備を求める野党改進黨の要求などを受けて、保安隊が自衛隊となり、この自衛隊が「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛すること」（自衛隊法第3条）を任務とすることになる以上、この組織の合憲性を従来の近代戦遂行能力説で説明することは困難になった（近代戦遂行能力がなければ国防の任務は遂行できない）。そこで日本政府は憲法第9条に関する解釈を変更した。1954年12月22日、鳩山一郎内閣は衆議院予算委員会で改めて政府統一見解を発表し、「憲法は自衛権を否定していない。自衛権は国が独立国である以上、その国が当然に保有する権利である」「憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない」「憲法第9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従って自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。自衛隊は軍隊か。自衛隊は外国からの侵略に対処するという任務を有するが、こういうものを軍隊というならば、自衛隊も軍隊といえることができる」という新たな説明をおこなった⁽⁶⁾。これはそれまでの近代戦遂行能力説に対して「必要最小限」論とでもいうべき説明であり、今日にいたる憲法第9条に関する政府解釈の基本となっている。後述の「自衛権発動の三要件」もここから生じてきている。

保安隊・警備隊の合憲性が近代戦遂行能力説によってなんとか確保できたの

は、それらが警察力の延長だとされたからであった。それが国防の任務を持つ自衛隊となると、近代戦遂行能力説では合憲性の説明がつかず、これに代わって「必要最小限」論が採用された。ところが問題はそれでは終わらなかった。では、何をもって日本が保持する防衛力が必要最小限だといえるのかという、単純にして本質的な疑問が残ったからである。必要最小限との名目で、防衛力は際限なく増強され、憲法第9条は空文となるのではないか。そうではない、ということ、この時政府は説明する必要に迫られた⁽⁷⁾。日本の防衛力が必要最小限以上か以下かを明確に示す基準が、それこそ必要になった。そこで政府が着目したのが、国際法上自衛権は二種類ある、ということだったのではなかっただろうか⁽⁸⁾。

国際法上、自衛権には二種類ある。自国が攻撃された場合に実力を行使する権利が個別的自衛権であり、自国と密接な関係にある他国への攻撃が、自国への攻撃と等しいとみなされる場合に、実力を行使する権利が集団的自衛権である。個別的自衛権と集団的自衛権は本来は横並びの関係であり、両者を分かつ線は縦に引かれるはずである。ところが日本政府は、この垂直の線を水平の線に90度回転させ、二種類の自衛権の関係を横並びではなく上下の关系到組み換えた。そして元のところから90度回転させたこの線を、防衛力が必要最小限か否かを示す線の上に重ね合わせたのである。何をもって防衛力が必要最小限か否かを判断するのか。個別的自衛権は必要最小限以下であるが集団的自衛権はそれを超える。これは憲法第9条に関する解釈の基本を「必要最小限」論に置くうえで、きわめて便利な説明であった（ここで、個別的自衛権のみで必要最小限の自衛が「可能」であるかどうかについてはほとんど論証されていない⁽⁹⁾。そして集団的自衛権については下田答弁にあるように、自分の国が攻撃されもしないのに」という否定のニュアンスが強調され、否定のニュアンスそのものが、集団的自衛権の定義のなかに組み入れられた（1981年見解でも集団的自衛権の定義として、自国が直接攻撃されていない「にもかかわらず」実力をもって阻止する権利であるという、否定のニュアンスを含んだ表現がとられている⁽¹⁰⁾）。日本政府は憲法施行から7年目にして、憲法第9条の条文を純粋な気持で眺め、集団的自衛権行使は違憲であると解釈してこれを国民に発表したのではない。集団的自衛権行使違憲論とは、近代戦遂行能力説に代わる「必要最小限」論を守るために生み出されたもの、つまりは、国防の任務を持つ自衛隊という新たな実力組織の合憲性そのものをまずは守るために、ギリギリの状況のなかで生み出された説明であったといえる。そもそも日本政府は、下田答

弁からわずか3年ほど前の1951年の旧日米安全保障条約締結交渉の際、主権国家同士の対等性を確保しようとして、アメリカとのあいだで条約上集団的自衛の関係を設定することを企図していた⁽¹¹⁾。

しかも1954年の時点で日本政府がこのような立場をとることの政策上の実害はほとんどなかった⁽¹²⁾。敗戦により武装解除された日本は、冷戦構造の下で日米安保体制によって守られていた。また日本自身、防衛力再建の初期段階にあり、防衛大綱はおろか、それ以前の長期防衛力整備計画すらまだ策定されていなかった（一次防の策定は1957年6月）。實力保持の合憲性の根拠がその直近まで近代戦遂行能力説に置かれていたことから明らかなように、個別のか集団的かを問わず、そもそも日本には自衛権を有効に行使できる能力があるのかどうかすら不確かであった。1951年10月16日、サンフランシスコ講和会議から戻ったばかりの吉田総理は、衆議院本会議で「自衛権なるものは、国が独立した以上は自衛権は欠くべからざるものであり、当然の権利であります」と述べたのに続いて、「この自衛権発動の結果として安全保障条約を結ぶというのは当然のことです」と答弁していた⁽¹³⁾。すなわち、吉田がここで述べた自衛権とは、講和後の日本がアメリカに守ってもらう権利としての自衛権のことであり、日本自身の防衛力で自衛権を有効に行使するということまでは考えられていなかった。集団的自衛権行使に関する下田答弁は、この吉田の答弁がなされてから3年も経っていなかったころのことである。

ということは、集団的自衛権の行使・不行使を必要最小限の基準とする考え方は不変のものではなく、日本を取り巻く安全保障環境が変化し、また日本の防衛力再建が進むにつれて、このような憲法解釈を維持していくことには無理が生じてくることが予期されよう。自衛隊の合憲性が理論上確保され、しかも安全保障政策上も実害がないという50年代に生み出されたある意味で便利であったこの説明は、その代償として最初から次世代への宿題を内包していたといえる。

(2) 日本の安全保障をめぐる内外の変化

その後、平和安全法制制定前までに、70年代まで四次にわたって策定された長期防衛力整備計画、そして70年代以降（25大綱まで）五次にわたって策定された防衛大綱の下、日本の防衛力整備は着実に進んだ。また、三次にわたるガイドライン策定によって、日米防衛協力も深化していった。この間、冷戦中の1976年10月に策定された「51大綱」で導入された「基盤的防衛力構想」は「限

定的かつ小規模な侵略については、原則として独力で排除する」とした。よく誤解されるが、これはオペレーショナルな意味で限定小規模侵略が発生した場合に自衛隊が独力で対処するという考え方だったのではなく、せめて限定小規模侵略くらいには独力で対処できる程度の防衛力を将来的には持つことにしようという、防衛力整備のための概念だったのである⁽¹⁴⁾。「限定小規模侵略独力対処」概念は冷戦終結後の1995年11月策定の「07大綱」および1997年9月策定の「97ガイドライン」で削除され、日本の安全保障政策の主眼は防衛力整備から「運用」へと移行していった⁽¹⁵⁾。近年では日本の防衛力の在り方として、2010年12月の「22大綱」は「動的防衛力」を、25大綱は「統合機動防衛力」を掲げ、運用重視の路線が明確になっている（これらは30大綱で「多次元統合防衛力」に発展した）。

この間の冷戦終結は、西側陣営の一員としての日本の安全保障上の貢献がアメリカ軍への基地提供義務で足りると考えられていた時代の終わりを意味した。日米同盟は湾岸戦争や第一次北朝鮮核危機を通じ「同盟漂流」ともいわれた不安定な時期を迎えつつ⁽¹⁶⁾、アジア太平洋地域の安定の基礎としてその役割を再定義し、また「テロとの戦い」を通じて「同盟のグローバル化」を進めることになった。一方、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。2010年に日本を追い抜いて世界第二の経済大国となった中国は、グローバルな国際政治における存在感を日に日に増しているだけでなく、軍事力の増強と海洋進出に乗り出し、日本との関係ではその固有の領土である尖閣諸島周辺で領海・領空を侵犯し続けている。北朝鮮は、国際社会の非難のなかで2006年10月に核実験を強行して事実上の核保有国となり、弾道ミサイル発射実験を繰り返しており、非核化の先行きも不透明である。日本経済を支える主なエネルギーの供給源である中東やその他の地域での紛争や動乱、繰り返されるテロからも目が離せなくなっている。そうしたなかで日本には、有事だけでなく、有事と平時の中間としての「グレーゾーン」事態を含む多様な事態に対し、機動的かつシームレスな対応をとることが求められている。

こうした変化は、集団的自衛権違憲論をとることに実害がないという状況を過去のものとし——たとえば、日本防衛のために日本周辺で活動中のアメリカ軍が第三国から攻撃されても自衛隊は自らが攻撃されない限り反撃できないであるとか、第三国がアメリカに対して発射した弾道ミサイルを、日本は能力があるにもかかわらず迎撃できないといった問題など——日本に新たな環境に適した法制の整備をうながすことになった。

なお、世論やメディア、知識人などのあいだでの集団的自衛権行使への反対論については、自国への攻撃はなされていない時点で自国と密接な関係にある他国への攻撃が自国への攻撃と等しいとみなされる場合に実力を行使することが自衛であることは認めるけれども、憲法上行使できないとする立場からのものなのか、それとも、そもそも自国への攻撃がなされていない時点で実力を行使することが自衛であるということ自体に違和感を覚えるという反対論なのか、明確に区別されていないのではないだろうか⁽¹⁷⁾。もしそこでの反対論が後者にもとづくものである場合、それは国際法そのものに対する批判であって、日本の憲法解釈に関する議論とは、まったく無関係ではないにせよ、性格が異なるものと思われる。そして国民のあいだで、憲法論とは別に、自国への攻撃がなされていない時点で実力を行使することも国際法上自衛の範囲に含まれるという観念が十分に浸透していないとすれば、このことは集団的自衛権行使が可能となる「存立危機事態」の国会承認（ひいては世論の同意）が、仮に相手国が軍事的恫喝をおこなってくるなかでも得られうるかという問題とも関わってくる⁽¹⁸⁾。

(3) 「必要最小限」論 vs. 「芦田修正」論

加えて指摘しておくべきなのは、戦後日本の安全保障政策における「必要最小限」論 vs. 「芦田修正」論という対抗軸である。芦田修正とは、新憲法制定時に衆議院憲法改正小委員長の芦田均が憲法草案第9条第2項の冒頭に「前項の目的を達するため」という文言を挿入した修正を指す。これにより、日本は憲法第9条の下でも防衛力保持が認められると解釈することが可能になるとする考え方があり（第2項で言う戦力不保持は、自衛戦争ではなく侵略戦争を放棄した第1項の「目的を達するため」だと解釈できるため）。しかし1954年の政府統一見解では、「芦田修正」論ではなく、前述の通り「必要最小限」論が採用された。もしこの時「芦田修正」論が採用されていれば、「自衛のためなら何でもできる」ことになって「必要最小限」論が必要とする必要最小限を示すための基準も必要なくなり（ということは集団的自衛権違憲論も必要なくなり）、戦後日本の安全保障論争は実際とはかなり異なる様相を呈することになっていただと考えられる。

しかし「芦田修正」論の採用は現実的ではなかった。実は1946年6月28日に吉田は共産党の野坂参三衆議院議員との論争で、「戦争抛棄に関する憲法草案の条項に於きまして、国家正当防衛権に依る戦争は正当なりとせらるるようで

あるが、私は斯くの如きことを認むることが有害であると思うのであります。近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於て行われたることは顕著なる事実であります。故に正当防衛権を認むることが偶々戦争を誘発する所以であると思うのであります。〔中略〕御意見の如きは有害無益の議論と私は考えます」と答弁しており、このような答弁から、「自衛のためなら何でもできる」ことになる「芦田修正」論まで飛躍するには無理があったからである⁽¹⁹⁾。また大石真によれば、新憲法制定時の最高権力であるGHQの承認なしに、芦田修正によって憲法第9条の規範内容が自衛戦争禁止から自衛戦争可能に転換したとは考えられないとされる（つまりGHQの認識は、1946年2月3日の「マッカーサー三原則」にあった「自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する」との文言を、ケーディス（Charles Kades）民政局次長が削除したことに表れているといえる）⁽²⁰⁾。さらに、阪本昌成が指摘するように、芦田修正が言うところの前項、すなわち第1項の文言の日本語理解として、その目的が「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と読めるのか（第1項の目的とは「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求」することとも読め、むしろその方が自然であるともいえる）という疑問も残り⁽²¹⁾、たとえ「芦田修正」論を採用しても必ずしも憲法解釈がクリアになるわけではない点にも留意が必要であろう。

ところが、この「必要最小限」論vs.「芦田修正」論という対抗軸が、90年代になって形を変えて再燃する。それは、自衛隊の国際平和協力という文脈における「武力行使との一体化」論vs.「小沢理論」という対抗軸である。自衛隊のPKO参加をめぐる憲法解釈として、1992年4月28日に工藤敦夫内閣法制局長官が参議院国際平和協力に関する特別委員会で、「PKO活動への参加、この場合には、〔中略〕我が国が武力行使をするとの評価を受けることはございませんので、そういう意味で今回の〔PKO〕法案に基づくPKOへの参加というのは憲法の禁ずる海外派兵に当たるものではない」と答弁した⁽²²⁾。このような憲法解釈から、「武力行使との一体化」論が登場する。「武力行使との一体化」論とは、「我が国が行う他国の軍隊に対する補給、輸送等、それ自体は直接武力の行使を行う活動ではないが、他の者の行う武力の行使への関与の密接性等から、我が国も武力の行使をしたとの法的評価を受ける場合があり得るというものであり、そのような武力の行使と評価される活動を我が国が行うことは、憲法第9条により許されないという考え方」である⁽²³⁾。このような考え方は、

1954年以來の「必要最小限」論と親和的であるといえよう。一方、当時小沢一郎自民党幹事長をヘッドとする自民党「国際社会における日本の役割に関する特別調査会」（小沢調査会）による1991年2月20日の答申では、「国連軍の活動は、国際的な合意に基づき、国際的に協調して行われる国際平和の維持・回復のための実力行使であって、憲法第9条の禁止するわが国の『国際紛争解決手段としての戦争・武力行使』には該当せず、そのための実力行使は、憲法第9条には抵触しない」としていた⁽²⁴⁾。このような考え方は小沢理論と呼ばれるが、これはまさに「芦田修正」論そのものである。この時も、政府解釈として採用されたのは「必要最小限」論と親和的な「武力行使との一体化」論の方であり、工藤内閣法制局長官答弁をもって「芦田修正」論的な小沢理論はしりぞけられた。

そして、平和安全法制制定過程でも、同じ論争が繰り返された。第二次安倍内閣で2013年2月7日に再開された総理大臣の私的諮問機関である第二次「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（座長・柳井俊二元駐米大使）が2014年5月15日に提出した報告書は、「憲法第9条第2項は、第1項において、武力による威嚇や武力の行使を『国際紛争を解決する手段』として放棄すると定めたことを受け、『前項の目的を達するため』に戦力を保持しないと定めたものである」としたうえで、「したがって、我が国が当事国である国際紛争を解決するための武力による威嚇や武力の行使に用いる戦力の保持は禁止されているが、それ以外の、すなわち、個別的又は集団的を問わず自衛のための実力の保持やいわゆる国際貢献のための実力の保持は禁止されていないと解すべきである」と主張した⁽²⁵⁾。この報告書がこのような自らの立場について「憲法第9条の起草過程において、第2項冒頭に『前項の目的を達するため』という文言が後から挿入された（いわゆる「芦田修正」）との経緯に着目した解釈」と記しているように⁽²⁶⁾、ここで述べられているのは「芦田修正」論—小沢理論の系譜に属する考え方であるといえる。これに対し、同日に安倍総理は記者会見で、「しかし、これ〔安保安法懇報告書の考え〕はこれまでの政府の憲法解釈とは論理的に整合しない。私は憲法がこうした活動〔国連の集団安全保障措置への参加〕の全てを許しているとは考えません。したがって、この考え方、いわゆる芦田修正論は政府として採用できません」と述べ⁽²⁷⁾、平和安全法制は「必要最小限」論—「武力行使との一体化」論の延長線上にあることが明確にされた。

こうして見ると、戦後日本における憲法と安全保障政策の関係性をめぐる論争の対抗軸は、護憲vs. 改憲というより、実質的には「必要最小限」論vs. 「芦

田修正」論にあったととらえることもできよう。そうすると、平和安全法制と過去の政策との断絶よりも、むしろ連続性が浮かび上がってくることになる。

2. 平和安全法制の概要と施行後の展開

(1) 自衛権発動の新三要件

平和安全法制制定に先立ち、自衛権発動の新三要件が閣議決定された。従来、自衛権発動については、1954年4月6日の衆議院内閣委員会における佐藤達夫内閣法制局長官答弁により、①「急迫不正の侵害」があること、②「それを排除するために他に手段がない」こと、③「必要最小限度それを防禦するために必要な方法をとる」ことが要件とされていた⁽²⁸⁾。これに対し、新三要件では、①「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」こと、②「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない」こと、③「必要最小限度の実力を行使すること」とされた⁽²⁹⁾。このうちの①が集団的自衛権の限定容認にあたる。

新三要件①にも示されるように、ここで行使することが容認されている集団的自衛権は、フルスペックの集団的自衛権ではない（逆に言うと、これまで日本政府が行使できないとしてきたのは、フルスペックの集団的自衛権であった）。1986年6月27日の国際司法裁判所によるニカラグア事件判決では、集団的自衛権行使の要件として、①被侵害国の宣言、②被侵害国の要請、③必要性・均衡性、が挙げられたが⁽³⁰⁾、新三要件で許容されているのはこれに比べてもかなり限定的である。

新三要件の素地となっているのは、1972年見解における「外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」という概念である。実は1959年12月16日の砂川事件最高裁判決では、「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、当然のことといわなければならない」とされ⁽³¹⁾、自衛権に関してかなりゆるやかな解釈が示されていた。他方で、1981年見解では、集団的自衛権行使違憲論が明確に打ち出されていた。新三要件は、自衛権解釈についてゆるやかな砂川判決と、厳しすぎる1981年見解のいわば中間に位置する1972年見解の考え方に（新が旧を破るという常識からはや

や異例ながら) 依拠するものになった⁽³²⁾。

(2) 平和安全法制の概要

続いて、平和安全法制の概要について、①平時からの対応、②重要影響事態対処、③グレーゾーン事態対処、④存立危機事態対処、⑤国際平和協力、⑥国際平和共同対処事態への寄与、の順にそれぞれ確認しておく。

① 平時からの対応

第一に、平和安全法制によって、平時からの対応として、邦人保護や、平時からのアメリカ軍への物品役務の提供やアセット防護といった協力が可能となった。

② 重要影響事態対処

第二に、重要影響事態対処である。重要影響事態とは、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」を指し、同事態対処とはすなわち1999年5月制定の周辺事態法で規定されていた周辺事態対処の実効化にほかならない。具体的には、同事態では周辺事態対処と比べて、自衛隊によるアメリカ軍以外の軍隊への支援、日本国外での活動、弾薬の提供（ただし武器の提供は不可）、戦闘作戦行動のために発進準備中である他国軍の航空機に対する給油・整備などが可能となった。

考えてみれば、これまでも2001年11月制定の対テロ特措法において既に周辺事態対処以上の協力（アメリカ軍以外の軍隊への支援、日本国外での活動）をおこなうことが可能であった。したがって重要影響事態対処とは、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態で可能な協力を対テロ特措法並みに引き上げるということである。また後述のように、平和安全法制の下で中東ホルムズ海峡での機雷掃海＝武力行使が可能となったが、重要影響事態における自衛隊の活動範囲を日本国外に広げなければ、同海峡で武力行使はできるのにアメリカ軍への後方支援はできないという不均衡が生じることになる⁽³³⁾。なお、周辺事態対処法で弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中である他国軍の航空機に対する給油・整備はおこなわれないとされていたのは、ニーズがなかったためであり、武力行使との一体化のゆえではないとされる⁽³⁴⁾。

③ グレーゾーン事態対処

第三に、グレーゾーン事態対処であり、自衛隊の治安出動や海上警備行

動の発令手続きの迅速化を意味するが、実はこれについては法的な手当はなされず、事前の閣議決定による総理大臣への一任、電話による閣議決定といった運用面での改善で対応するとされた。

④ 存立危機事態対処

第四に、集団的自衛権行使の限定容認によって可能となった存立危機事態対処である。存立危機事態とは、「我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、これにより国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」を指す。存立危機事態において武力行使が可能になったことにより、たとえば日本に対する武力攻撃以前に、自衛隊がアメリカ軍の艦船・航空機の護衛、敷設機雷の除去、不審船舶への強制立ち入り（海上輸送規制法にもとづく停船検査。さもなくば船舶検査活動法にもとづく任意措置しかできない）が可能となった。またすべての存立危機事態は、同時に重要影響事態でもある。

存立危機事態対処の例として、しばしば日本人の母子を乗せたアメリカ軍艦船を守るための武力行使が挙げられる場合があるが、これは日本人の母子を乗せたアメリカ軍艦船への攻撃それ自体が国の存立を脅かす事態であるということでは必ずしもなく、そうした状況も存立危機事態の判断の一要素として扱われるという意味である⁽³⁵⁾。また、存立危機事態であっても、他国の領域では集団的自衛権は当該国の同意がある場合以外には行使されない。例外は、世界の石油輸送の大動脈であるホルムズ海峡（もっとも狭いところはイランとオマーンがそれぞれ主張する領海が重複して公海がない）が機雷封鎖された場合の掃海活動である⁽³⁶⁾。

⑤ 国際平和協力

第五に、国際平和協力である。実は平和安全法制では、実績があり、それだけに課題が山積していた国際平和協分野での変化が大きい。国際平和協力に関しては、自衛隊の活動可能な地域について「非戦闘地域」といった地理的制約が廃止され、代わって「他国が現に戦闘行為を行っている現場ではない場所」とされた。また武器使用について、従来は自己保存型のもの（いわゆるAタイプ）しか認められていなかったのに対し、「駆け付け警護」のような任務遂行型の武器使用（Bタイプ）が可能となった。任務遂行型の武器使用が認められてこなかったのは、たとえ任務遂行のためであっても、武器使用の相手が単なる犯罪集団ではなく「国又は国に準ずる組織」の場合には武力行使にあたるおそれがあるとされているためであ

るが⁽³⁷⁾、平和安全法制でこれが認められることになったのは、実際にこれまで自衛隊が参加してきた国際平和協力活動において「国又は国に準ずる組織」に対して武器使用する場面がなく、これからも想定されないからだと説明されている⁽³⁸⁾。一方、国際平和協力に関する平和安全法制の意義として、強制措置よりもむしろ治安部門改革や復興支援、それらのための人材教育など、国づくり支援に向けた任務の拡大に注目する見解もある⁽³⁹⁾。さらに、非国連続括型の「国際連携平和安全活動」への参加も可能になった。

⑥ 国際平和共同対処事態

第六に、「国際平和共同対処事態」への寄与である。国際平和共同対処事態とは、「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」を指す。すなわち、2001年のアフガニスタン戦争や2003年のイラク戦争の際におこなったような時限立法（対テロ特措法および2003年7月制定のイラク特措法）による国際平和支援の恒常化にほかならない。ただし、同事態における自衛隊の活動は後方支援（法律上の用語では「協力支援」）のみであり、武器使用も自己保存型に限られる。

(3) 施行後の展開

平和安全法制は2016年3月29日に施行された。まず、同法制にもとづく新たな任務に関しておこなわれた訓練として、2017年7月のアメリカ軍艦船防護に関するもの、同年7月から8月の多国間共同訓練「カーン・クエスト17」への参加（PKOに関するもの）、同年9月から10月（東アフリカのジブチ）と12月（日本国内）の邦人保護に関するもの、2018年1月から2月の多国間共同訓練「コブラ・ゴールド18」への参加（邦人保護、国際平和共同対処事態における協力支援に関するもの）、同年6月の「カーン・クエスト18」への参加（PKOに関する宿営地の共同防護、駆け付け警護、安全確保業務）、2019年1月から2月の「コブラ・ゴールド19」への参加（邦人保護、国際平和共同対処事態における協力支援に関するもの）⁽⁴⁰⁾、同年6月の「カーン・クエスト19」への参加（PKOに関するもの）などがある⁽⁴¹⁾。

次に、2012年1月から参加していた南スーダンPKOで、南スーダン派遣施設隊に、駆け付け警護、宿営地の共同防護といった新任務が付与された（2017年

5月に施設部隊は撤収)。

またアメリカ軍等の部隊の武器等防護として、2017年に日米共同訓練に際しアメリカ軍艦艇と航空機に対して自衛隊による警護が各1回おこなわれた。2018年には16回に急増し(いずれもアメリカ軍が対象)、弾道ミサイル警戒を含む警戒監視活動中のアメリカ軍艦艇に対する防護が初めて実施(3回)された⁽⁴²⁾。

さらに各国軍への物品・役務の提供については、2016年に物品役務相互提供協定(ACSA)がアメリカとのあいだで改定され、アメリカ以外にもイギリスおよびオーストラリアとのあいだで平和安全法制を踏まえたACSAが作成された⁽⁴³⁾。このうち日米間ではACSA改定後、海上自衛隊の補給艦が北朝鮮の弾道ミサイルを警戒中のアメリカ海軍のイージス艦に給油活動をおこなった⁽⁴⁴⁾。

加えて2019年4月から、国際連携平和安全活動として、エジプト東部シナイ半島で活動する多国籍監視団(MFO)へ陸上自衛隊の司令部要員が派遣された⁽⁴⁵⁾。

3. 本特集号の構成

本特集号は、以上のような平和安全法制が実際に運用される段階に入ったことを踏まえ、日本の安全保障政策がオペレーショナルな観点からどう評価でき、どのように変わったのかを検証するものである。そのための切り口として、本特集号では①グレーゾーン、②自衛隊の運用、③日米韓協力、④国際平和協力、を取り上げる。

まず特集論文の個別の論点につながることになる、平和安全法制反対論への批判、集団的自衛権行使容認の効用やグレーゾーン事態対処のための法整備の必要性に関する議論を体系的にまとめたものが、投稿論文の徳地秀士論文である。同論文は、平和安全法制制定期に防衛省防衛政策局長や防衛審議官を務めた、同法制に通暁する実務家による意義深い論考となっている。

前述の通り、日本の安全保障政策上の課題として、グレーゾーン事態への機動的かつシームレスな対応がある。高橋杉雄論文は、「グレーゾーン」を法的概念と防衛力整備上の概念とに分けて整理することの重要性を指摘したうえで、平和安全法制などがこれを後者の概念としてとらえたことを評価する。またグレーゾーンと、宇宙、サイバー、電磁波といったいわゆる「新領域」との関係に迫った最先端の安全保障政策論を展開している。なお、高橋論文も豊富

な実務経験も持つ研究者によるものであるが、グレーゾーン事態対処のための法整備の必要性に関して徳地論文と一部トーンのちがいもあり、この点についての議論が今後さらに深まっていくことを予見させる。

次に、平和安全法制制定が自衛隊に与えたオペレーショナルな意味について論じるのが下平拓哉論文である。軍事専門家による同論文では、平和安全法制による自衛隊の運用面での変化について、「空間」「時間」「兵力」という作戦要素を適用して検証し、また法制が防衛の現場での訓練や実任務に与えた影響について考察している。

続いて、日米韓協力について論じたのが村野将論文である。平和安全法制の実効化には日米だけでなく韓国も含めた協力が重要になるが、課題も残されている。たとえば、朝鮮半島有事における韓国の領域内での集団的自衛権行使には韓国側の同意が必要であるが、韓国領海での邦人輸送中のアメリカ軍艦船の防護などについては「極めて慎重な当てはめを行っていく」とされるものの⁽⁴⁶⁾、不透明な部分も残る。残念ながら2018年12月に発生した韓国海軍レーダー照射問題などで、日韓関係は必ずしも良好とはいえない状況が続いている（2019年8月22日、韓国は日本との軍事情報包括保護協定(GSOMIA)の破棄を発表した）。村野論文では、朝鮮半島有事のシナリオを想定して、平和安全法制の意義とそこでの自衛隊の運用にかかる政策判断上の「切れ目」を指摘し、それらを踏まえた改善策について論じている。また、オーストラリアやカナダといった米韓以外の国々との協力についても言及している。

最後に、山本慎一論文は国際平和協力を取り上げる。前述の通り、これは平和安全法制によって従来と大きく変わったと指摘される分野である。山本論文は平和安全法制と国際平和協力の近年の潮流、すなわち国連憲章第7章型のPKOと文民保護任務の主流化との関係に焦点を当てて、その意義と課題を考察している。

細部にわたって緻密に練り上げられた平和安全法制ではあるが、今後の課題も残されている。たとえばその一つに、南シナ海における重要影響事態対処が挙げられる⁽⁴⁷⁾（南シナ海でホルムズ海峡の機雷封鎖と同様の事態が発生したとしても、日本に向かうシーレーンとしては迂回路があるので存立危機事態にはあたらないとされる）。南シナ海で重要影響事態が生じ、自衛隊が同海域で船舶検査をおこなうこととなった場合には、これに国連安保理決議または旗国の同意が必要であるが、安保理常任理事国が当事国である場合はこの要件を満たすことが難しいと考えられる。また船舶検査では他国の武力行使との一体化を

避けるため、自衛隊は外国軍とは別の海域で単独で検査をおこなわなければならない（非混交要件）が、そうすると相手国の作業船にとって自衛隊の担当する海域がアメリカ軍の検査を避けるための逃げ道になるというおそれもある。さらに、現状では自衛隊が相手側の潜水艦の強制浮上措置をアセット防護としておこなうことなどは認められていない。

また、2019年7月9日にアメリカのダンフォード（Joseph Dunford）統合参謀本部議長が同国とイランとの緊張を背景にホルムズ海峡などの安全確保のために有志連合結成の考え（「海洋安全保障イニシアチブ」）を表明したが、自衛隊派遣の是非は置くとしても、平和安全法制の下でも国連決議がない限り国際平和と共同対処事態を認定することはできず、重要影響事態の認定も容易ではない。

加えて、平和安全法制を取り巻く構造的な問題もある。そもそも日本においては、安全保障政策と憲法第9条との整合性に関してどの立場もマジョリティを獲得できていない。いわゆる「吉田ドクトリン」の定着には、1953年4月の衆議院総選挙で、議席配分が限定的再軍備の吉田自由党約43%、本格的再軍備の鳩山自由党・改進黨約24%、左右社会党約30%と割れていたことが大きい⁽⁴⁸⁾。実は2016年1月から2月に『読売新聞』が実施した憲法第9条に関する世論調査でも、第9条の解釈・運用で対応すべきとする回答が約38%、第9条を改正すべきとする回答が約35%、第9条を厳密に守るべきとの回答が約23%となっている⁽⁴⁹⁾。こうした構造的要因に留意すると、日本の安全保障政策が明晰さや首尾一貫性をそなえにくいという状況は短期的には変化しないかもしれない。

それにもかかわらず、日本を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しているのが現実である。平和安全法制成立後に策定された30大綱が強調するように、近年の技術革新にともなう、宇宙、サイバー、電磁波といった領域の問題への対応も喫緊の課題となっている。同盟国アメリカでは、オバマ政権以降、対外関与の在り方を見直す機運が高まっており、日米同盟の将来像に従来に比べて不確実な要素が加わってくる可能性もある（トランプ政権ではこれがさらに「予測不能」な状況になっている）。平和安全法制の検証に軸足を置いた本特集号の各論文は、今後の日本の安全保障政策を考えるうえで確かな手がかりを与えてくれている。

（ちぢわ やすあき 防衛研究所 主任研究官）

※本稿の内容は著者個人の見解であり、著者が現在所属する、またはかつて所属した機関の見解を代表するものではない。

註

- (1) 2014～2017年ごろにかけて、平和安全法制や集団的自衛権に関する著作や報告書が相次いで出版された。主なものとして以下を参照。朝日新聞政治部取材班『安倍政権の裏の顔——「攻防 集団的自衛権」ドキュメント』講談社、2015年；「安全保障政策のリアリティ・チェック——新安保法制・ガイドラインと朝鮮半島・中東情勢」研究プロジェクト安全保障政策研究会『安全保障政策のリアリティ・チェック』日本国際問題研究所、2017年；石破茂『日本人のための「集団的自衛権」入門』新潮社、2014年；香田洋二『賛成・反対を言う前の集団的自衛権入門』幻冬舎、2014年；阪田雅裕『憲法9条と安保法制——政府の新たな憲法解釈の検証』有斐閣、2016年；佐瀬昌盛『いちばんよくわかる！ 集団的自衛権』海竜社、2014年；篠田英朗『集団的自衛権の思想史——憲法9条と日米安保』風行社、2016年；添谷芳秀『安全保障を問いなおす——「9条—安保体制」を超えて』NHK出版、2016年；西修『いちばんよくわかる！ 憲法第9条』海竜社、2015年；西原正監修・朝雲新聞社出版業務部編『わかる平和安全法制——日本と世界のために果たす自衛隊の役割』朝雲新聞社、2015年；長谷部恭男編『検証・安保法案——どこが憲法違反か』有斐閣、2015年；長谷部恭男編『安保法制から考える憲法と立憲主義・民主主義』有斐閣、2016年；細谷雄一『安保論争』筑摩書房、2016年；読売新聞政治部編著『安全保障関連法——変わる安保体制』信山社、2015年。
- (2) 「下田武三外務省条約局長、衆議院外務委員会、昭和29年6月3日」西原監修・朝雲新聞社出版業務部編『わかる平和安全法制』101頁。
- (3) 「参議院決算委員会提出資料、昭和47年10月14日」同上、110頁。
- (4) 「第94回国会衆議院稲葉誠一議員提出の質問主意書に対する答弁書、昭和56年5月29日」同上、111頁。
- (5) 中村明『戦後政治にゆれた憲法9条——内閣法制局の自信と強さ』中央経済社、1996年、96-97頁。
- (6) 「大村清一防衛庁長官、衆議院予算委員会、昭和29年12月22日」西原監修・朝雲新聞社出版業務部編『わかる平和安全法制』101-102頁。
- (7) 坂元一哉『日米同盟の難問』2012年、PHP研究所、198頁。
- (8) 第一次安倍内閣期の2007年4月17日に総理大臣の私的諮問機関として設置された第一次「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書は、「〔前略〕集団的自衛権の行使が何ゆえ「憲法上」認められないのか等の点について、政府は明確な根拠を示してこなかった〔後略〕」と指摘する。安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会「報告書」平成20年6月24日、21頁。
- (9) 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会「報告書」平成26年5月15日、19頁。
- (10) この点については、鶴岡路人氏（慶應義塾大学准教授）からご教示いただいた。
- (11) 坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』有斐閣、2000年、52-53頁。
- (12) 同上、243頁も参照。
- (13) 「吉田茂総理大臣、衆議院本会議、昭和26年10月16日」西原監修・朝雲新聞社出版業務部編『わかる平和安全法制』99頁。
- (14) 「1985年3月29日、矢崎新二政府委員答弁、第102回参議院予算委員会16号」『国会会議録』、http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=39030

- &SAVED_RID=2&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=6&DOC_ID=1291&DPAGE=1&DTOTAL=71&DPOS=1&SORT_DIR=0&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=44262。
- (15) 千々和泰明「戦後日本の安全保障政策に関する分析枠組みとしての『防衛力整備／運用』——『限定小規模侵略独力対処』概念を手がかりに」『年報政治学』2014-I、2014年。
 - (16) 船橋洋一『同盟漂流』岩波書店、1997年。
 - (17) 木村草太が「〔前略〕集団の自衛権は、他国の防衛に協力する権利であって、『他衛権』です」と述べているのは、語義矛盾は別にしても、その一例であろう。長谷部編『検証・安保法案』14頁。
 - (18) 森聡「平和安全法制における法的事態とその認定について」「安全保障政策のリアリティ・チェック」研究プロジェクト安全保障政策研究会『安全保障政策のリアリティ・チェック』18-19頁。
 - (19) 田中明彦『安全保障——戦後50年の模索』読売新聞社、1997年、28、150頁。
 - (20) 大石眞『日本憲法史〔第二版〕』有斐閣、2005年、355頁。
 - (21) 阪本昌成『憲法1国制クラシック【全訂第三版】』有信堂、2011年、144頁。
 - (22) 「1992年4月28日、工藤敦夫政府委員答弁、第123回国際平和協力に関する特別委員会3号」『国会会議録』、http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=60979&SAVED_RID=4&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=7&DOC_ID=11400&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=35369。
 - (23) 内閣官房・内閣法制局「他国の武力の行使との一体化の回避について」平成27年6月9日。
 - (24) 『毎日新聞』1992年2月21日。
 - (25) 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会「報告書」平成26年5月15日、19頁。
 - (26) 同上。
 - (27) 首相官邸「安倍内閣総理大臣記者会見」平成26年5月15日、https://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement/2014/0515kaiken.html。
 - (28) 「佐藤達夫内閣法制局長官、衆議院内閣委員会、昭和29年4月6日」西原監修・朝雲新聞社出版業務部編『わかる平和安全法制』100頁。
 - (29) 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」閣議決定、平成26年7月1日。
 - (30) 西『いちばんよくわかる！ 憲法第9条』191頁。
 - (31) 「昭和34年12月16日、最高裁大法廷判決」西原監修・朝雲新聞社出版業務部編『わかる平和安全法制』103頁。
 - (32) 朝日新聞政治部取材班『安倍政権の裏の顔』168頁。
 - (33) 読売新聞政治部編著『安全保障関連法』153-154頁。
 - (34) 「2015年6月10日、横畠裕介政府特別補佐人答弁、第189回衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会8号」『国会会議録』、http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=60979&SAVED_RID=6&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=10&DOC_ID=4381&DPAGE=1&DTOTAL=8&DPOS=8&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=11100。
 - (35) 「2015年8月26日、中谷元国務大臣答弁、第189回参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会13号」『国会会議録』、<http://kokkai>。

- ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=60979&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=10&DOC_ID=5143&DPAGE=1&DTOTAL=6&DPOS=2&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=14110。
- (36) なお、平和安全法制において、存立危機事態の現に戦闘がおこなわれている現場での後方支援が可能な地理的範囲は公海・公空に限られるのに対し、重要影響事態では限られないという矛盾が存在するとの見解もあるが、おそらくこれは誤解であり、そもそも重要影響事態では現に戦闘がおこなわれている現場での後方支援は「武力行使との一体化」にあたるため認められていない。阪田『憲法9条と安保法制』86頁。
- (37) 「2003年5月15日、宮崎礼壹政府参考人答弁、第156回参議院外交防衛委員会11号」『国会会議録』、http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=64228&SAVED_RID=1&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=8&DOC_ID=6709&DPAGE=1&DTOTAL=1&DPOS=1&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=65398。
- (38) 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」。
- (39) 本多倫彬『平和構築の模索——「自衛隊PKO派遣」の挑戦と帰結』内外出版、2018年、304頁。
- (40) 「多国間共同訓練コブラ・ゴールド19への参加について」統合幕僚監部、2019年1月11日、https://www.mod.go.jp/js/Press/press2019/press_pdf/p20190111_01.pdf。
- (41) 「多国間共同訓練『カーン・クエスト19』」陸上自衛隊、<https://www.mod.go.jp/gsd/news/train/2019/20190619.html>。
- (42) 『読売新聞』2019年2月28日。
- (43) 『防衛白書』平成30年版、<http://www.mod.go.jp/publication/wp/wp2018/html/n23301000.html>。
- (44) 『読売新聞』2019年2月10日。
- (45) 「多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員派遣について」防衛省、2019年4月22日、<https://www.mod.go.jp/j/press/news/2019/04/22a.html>。
- (46) 「2015年5月27日、安倍内閣総理大臣答弁、第189回衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会3号」『国会会議録』、http://kokkai.ndl.go.jp/cgi-bin/KENSAKU/swk_dispdoc.cgi?SESSION=60979&SAVED_RID=4&PAGE=0&POS=0&TOTAL=0&SRV_ID=10&DOC_ID=4040&DPAGE=1&DTOTAL=10&DPOS=10&SORT_DIR=1&SORT_TYPE=0&MODE=1&DMY=21209。
- (47) 小谷哲男「南シナ海危機と重要影響事態——切れ目としての船舶検査とアセット防護」「安全保障政策のリアリティ・チェック」研究プロジェクト安全保障政策研究会『安全保障政策のリアリティ・チェック』51-53頁。
- (48) 石川真澄『戦後政治史』岩波書店、1995年、221頁。
- (49) 『読売新聞』2016年3月17日。